

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年8月10日
【四半期会計期間】	第49期第1四半期（自平成24年4月1日至平成24年6月30日）
【会社名】	株式会社廣濟堂
【英訳名】	KOSAIDO Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長代 厚生
【本店の所在の場所】	東京都港区芝四丁目6番12号
【電話番号】	(03)3453-0550(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画本部広報IRユニット UM 茅島 葉子
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝四丁目6番12号
【電話番号】	(03)3453-0550(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画本部広報IRユニット UM 茅島 葉子
【縦覧に供する場所】	株式会社廣濟堂大阪支店 (大阪府豊中市蛍池西町二丁目2番1号) 株式会社廣濟堂神戸営業所 (兵庫県神戸市中央区東川崎町一丁目5番7号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第48期 第1四半期連結 累計期間	第49期 第1四半期連結 累計期間	第48期
会計期間	自平成23年4月1日 至平成23年6月30日	自平成24年4月1日 至平成24年6月30日	自平成23年4月1日 至平成24年3月31日
売上高(百万円)	9,220	9,324	38,990
経常利益(百万円)	953	700	4,264
四半期(当期)純利益(百万円)	527	318	1,648
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	630	445	2,676
純資産額(百万円)	25,120	27,448	27,240
総資産額(百万円)	78,988	78,526	79,082
1株当たり四半期(当期)純利益金 額(円)	21.16	12.80	66.16
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	13.3	15.5	15.1

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

#### （1）業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、景気は緩やかながら回復基調を維持しておりますが、欧州の財政問題等予断を許さない状況が続いております。

このような経済情勢のもとで、当社グループは、総力をあげて積極的な営業活動を展開するとともに、事業活動全般にわたる徹底した効率化、合理化を推進して業績の向上に努めてまいりました。

このような状況の中、当第1四半期連結累計期間の連結売上高は93億24百万円（前年同四半期比1.1%増）、連結営業利益は7億67百万円（前年同四半期比13.0%減）、連結経常利益は7億円（前年同四半期比26.6%減）、連結四半期純利益は3億18百万円（前年同四半期比39.5%減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

印刷関連事業におきましては、印刷需要の低下が依然として継続しており、また、出版市場の縮小傾向の中、新刊受注や新規開拓等に努め受注確保に取り組んでまいりましたが、売上高は50億47百万円（同3.1%減）、セグメント利益は84百万円（同38.8%減）となりました。

人材関連事業におきましては、東北を中心に全国的に増勢であった求人需要の影響等により、売上高は12億2百万円（同49.9%増）、セグメント利益1億66百万円（前年同期セグメント利益14百万円）となりました。

出版関連事業におきましては、市場縮小等引き続き厳しい環境の中、売上高は6億65百万円（同7.2%減）となり、セグメント損失53百万円（前年同期セグメント利益11百万円）となりました。

葬祭関連事業におきましては、依然として葬儀の簡素化・小規模化・低廉価傾向は続いており、売上高20億45百万円（同3.3%減）、セグメント利益6億77百万円（同18.4%減）となりました。

ゴルフ場関連事業におきましては集客数の増加により、売上高は5億92百万円（同0.5%増）、セグメント利益58百万円（同129.1%増）となりました。

#### （2）財政状態

##### （資産）

当第1四半期連結会計期間末は、前連結会計年度末に比べて5億56百万円減少しております。主な要因は、流動資産の「現金及び預金」5億39百万円の減少等によるものであります。

##### （負債）

当第1四半期連結会計期間末における負債合計は、前連結会計年度末に比べて7億64百万円の減少となりました。主な要因は、流動負債の「支払手形及び買掛金」で7億34百万円減少したこと等によるものであります。

##### （純資産）

当第1四半期連結会計期間末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べて2億8百万円増加しております。主な要因は、当第1四半期純利益3億18百万円を計上したこと等によるものであります。この結果、自己資本比率は15.5%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

当社は、企業価値および株主共同の利益を維持・向上させるため、以下のとおり、買収防衛策としての情報開示ルールを導入しております。

情報開示ルールの内容

(a) 大規模買付行為の定義

当社株式等を買付ける者のうち、情報開示ルールの対象となる者は、(イ)当事者を含む株主グループの議決権割合を25%以上とすることを目的とする買付行為を行おうとする者、または、(ロ)当該買付の結果、大規模買付者グループの議決権割合が25%以上となる買付行為を行おうとする者です。

(b) 大規模買付者による必要事項の提供

大規模買付者には、大規模買付行為を開始する前に、当社宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および大規模買付行為によって達成しようとする目的の概要を明示し、情報開示ルールを尊重する旨を記した意向表明書をご提出いただきます。当社取締役会は、大規模買付者から提出された意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者に対し、以下の各事項を含み当社取締役会が大規模買付者の行為が当社の企業価値または株主共同の利益を低下させる買収に該当するか否かを判断するために必要と考える情報(以下これらを「必要情報」といいます。)の提供を要請する必要情報リストを交付します。当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が十分でないと考えた場合、大規模買付者に対して、再度、情報の提供を要請します。

当社取締役会は、大規模買付者から意向表明書が提出された事実および当社取締役会に必要情報が提出された場合にはその旨を開示します。また、必要情報について、当社株主の皆様への判断の為に必要であると認められる場合には、適切と判断される時期に、その全部または一部を開示します。

(イ) 大規模買付者グループの概要

(ロ) 大規模買付行為によって達成しようとする目的および内容

(ハ) 買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け

(ニ) 大規模買付者が当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策、人事政策等が当社企業価値または株主共同の利益を低下させるものではないかを判断するために必要かつ十分な情報

(c) 当社取締役会による分析・検討

当社取締役会は、大規模買付者から必要情報の提供を受けた日から起算して90日以内の期間(ただし、取締役会は、必要がある場合には、この期間を30日を上限として延長することができます。延長する場合は、延長期間と延長理由を開示します。)(以下「分析検討期間」といいます。)、外部専門家の助言を受けるなどしながら、必要情報の分析・検討を行い、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。当社が、分析検討期間を原則として90日と定めているのは、当社の営む事業が、ゴルフ場事業という多様なステークホルダーに大きな影響を与える事業であること、および葬祭事業(子会社)という公共性が高く、その動向が地域社会に大きな影響を与える事業であること等から、大規模買付行為の企業価値に与える影響を慎重に検討する必要があるためです。当社取締役会は、分析検討期間中、必要に応じて、大規模買付者と交渉し、また、株主の皆様に対する代替案の提示を行うことがあります。

(d) 大規模買付行為の開始可能時期

大規模買付行為者は、分析検討期間の経過後にのみ開始することができるものとします。

(e) 情報開示ルールの適用外

当社取締役会は、上記(c)の分析・検討の結果、あるいは、それ以前であっても、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値または株主共同の利益を低下させる買収には該当しないと判断した場合には、以後情報開示ルールを適用せず、また、対抗処置を発動しない旨を直ちに決議し、当社取締役会が適切と判断する時点で公表します。

大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(a) 大規模買付者が情報開示ルールを遵守しなかった場合

大規模買付者が情報開示ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、会社法その他の法律および定款のもとで可能な対抗措置のうちからそのときの状況に応じ最も適切と判断した手段を選択し対抗措置を発動することがあります。

(b) 大規模買付者が情報開示ルールを遵守している場合

当社取締役会は、大規模買付者が情報開示ルールを遵守している場合には、大規模買付行為に対する対抗措置を発動しません。ただし、当該大規模買付行為が当社の企業価値または株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合（買収目的や経営方針・事業計画等からみて企業価値を著しく損なうことが明白であるもの、買収に応じることを株主に強要する仕組みをとるもの、従業員、顧客、取引先などのステークホルダーの利益を損なう結果企業価値を著しく損なうものなど。）には、前記(a)と同様の対抗措置を発動することがあります。

(c) 当社取締役会による意見表明

当社取締役会は、大規模買付行為に対して対抗措置を発動しない場合でも、大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針および事業計画が不合理であると疑う場合、当社取締役会の経営方針および事業計画（大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針および事業計画に対する代替案を含みます。）に劣ると疑う場合その他当社の企業価値または株主共同の利益の維持・向上に資するものではないと疑う場合には、その旨の意見表明を行い、前記方針および計画を適切な時期に開示し、株主の皆様のご判断を仰ぎます。

対抗措置を発動する場合の手続き

当社取締役会は、大規模買付者に対して対抗措置を発動するのが適当か否かを判断する場合、その判断の公正性を確保するために必要があるときは、当社取締役会から独立した組織として設置される委員会に対抗措置の発動の適否を諮問し、勧告を受けます。

なお、当社取締役会が委員会に諮問して答申を受けるまでの期間は、(c)に定める検討分析期間内に含まれます。

(4) 研究開発活動

特記すべき事項はありません。

(5) 生産、受注及び販売の実績

当第1四半期連結累計期間において、人材関連事業の生産、受注及び販売実績が著しく増加いたしました。これは主に、東北を中心に全国的に増勢であった求人需要の影響等に伴うものであります。

当第1四半期連結累計期間における生産実績は4億47百万円（前年同四半期比52.0%増）、受注実績は11億39百万円（前年同四半期比49.7%増）、販売実績は11億97百万円（前年同四半期比49.8%増）となりました。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	95,130,000
計	95,130,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成24年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成24年8月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	24,922,600	24,922,600	東京証券取引所 大阪証券取引所 各市場第一部	単元株式数は 100株であり ます。
計	24,922,600	24,922,600	-	-

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増 減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額(百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成24年4月1日～ 平成24年6月30日	-	24,922,600	-	9,806	-	-

(注)1 平成24年6月28日開催の第48期定時株主総会において、資本金5,806百万円を減少させその全額を其他資本剰余金へ振り替えることにつき承認可決され、平成24年7月31日にその効力が発生しています。

2 同上の第48期定時株主総会において、資本金の額の減少に伴い増加した其他資本剰余金5,806百万円を繰越利益剰余金へ振り替え、繰越利益剰余金の欠損填補をすることにつき承認可決され、平成24年7月31日にその効力が発生しています。

##### (6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成24年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 6,600	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 24,887,900	248,879	-
単元未満株式	普通株式 28,100	-	-
発行済株式総数	24,922,600	-	-
総株主の議決権	-	248,879	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が4,300株(議決権の数43個)含まれております。

【自己株式等】

平成24年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社廣濟堂	東京都港区芝4-6-12	6,600	-	6,600	0.03
計	-	6,600	-	6,600	0.03

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、興亜監査法人による四半期レビューを受けております。



1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	12,952	12,413
受取手形及び売掛金	7,504	6,788
商品及び製品	748	593
仕掛品	493	502
原材料及び貯蔵品	179	177
その他	2,593	2,811
貸倒引当金	1,181	726
流動資産合計	23,290	22,561
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	14,442	14,310
機械装置及び運搬具(純額)	2,212	2,214
土地	20,908	20,891
工具、器具及び備品(純額)	3,784	3,782
コース勘定(純額)	3,619	3,617
その他(純額)	1,159	1,415
有形固定資産合計	46,127	46,233
無形固定資産	1,166	1,257
投資その他の資産		
投資有価証券	4,571	4,480
その他	4,130	4,624
貸倒引当金	271	718
投資その他の資産合計	8,430	8,386
固定資産合計	55,723	55,877
繰延資産	68	88
資産合計	79,082	78,526
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,998	2,264
短期借入金	300	600
1年内返済予定の長期借入金	4,952	4,899
1年内償還予定の社債	860	1,000
未払法人税等	1,086	321
賞与引当金	412	431
返品調整引当金	67	67
その他	2,586	3,137
流動負債合計	13,263	12,722

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
<b>固定負債</b>		
社債	2,060	2,790
長期借入金	16,331	15,542
繰延税金負債	2,656	2,629
再評価に係る繰延税金負債	625	625
退職給付引当金	300	299
役員退職慰労引当金	408	411
預り入金	14,816	14,732
その他	1,379	1,324
固定負債合計	38,578	38,355
<b>負債合計</b>	<b>51,842</b>	<b>51,078</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	9,806	9,806
利益剰余金	4,148	4,467
自己株式	4	4
株主資本合計	13,950	14,269
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	302	247
繰延ヘッジ損益	35	35
土地再評価差額金	1,496	1,496
為替換算調整勘定	816	810
その他の包括利益累計額合計	2,045	2,094
少数株主持分	15,335	15,272
<b>純資産合計</b>	<b>27,240</b>	<b>27,448</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>79,082</b>	<b>78,526</b>

( 2 ) 【 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【 四半期連結損益計算書】

【 第 1 四半期連結累計期間】

( 単位 : 百万円 )

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 6 月30日)
売上高	9,220	9,324
売上原価	6,204	6,417
売上総利益	3,015	2,907
販売費及び一般管理費	2,133	2,139
営業利益	882	767
営業外収益		
受取利息	7	7
受取配当金	14	15
償還差益	143	25
その他	96	75
営業外収益合計	262	124
営業外費用		
支払利息	119	104
その他	71	87
営業外費用合計	191	191
経常利益	953	700
特別利益		
固定資産売却益	2	2
投資有価証券売却益	85	-
その他	0	0
特別利益合計	87	3
特別損失		
固定資産除却損	1	11
投資有価証券評価損	18	-
その他	5	1
特別損失合計	24	13
税金等調整前四半期純利益	1,016	690
法人税等	286	196
少数株主損益調整前四半期純利益	730	493
少数株主利益	203	174
四半期純利益	527	318

【四半期連結包括利益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	730	493
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	77	55
繰延ヘッジ損益	9	0
為替換算調整勘定	14	1
持分法適用会社に対する持分相当額	3	5
その他の包括利益合計	99	48
四半期包括利益	630	445
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	423	269
少数株主に係る四半期包括利益	207	175

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

【追加情報】

	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
(1) 当社は、平成24年6月28日開催の第48期定時株主総会において、資本金5,806百万円を減少させその全額をその他資本剰余金へ振り替えることにつき承認可決され、平成24年7月31日にその効力が発生しています。	
(2) 同上の第48期定時株主総会において、資本金の額の減少に伴い増加したその他資本剰余金5,806百万円を繰越利益剰余金へ振り替え、繰越利益剰余金の欠損填補をすることにつき承認可決され、平成24年7月31日にその効力が発生しています。	

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
減価償却費	449百万円	452百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 前第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)  
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	印刷関連 事業	人材関連 事業	出版関連 事業	葬祭関連 事業	ゴルフ場 関連事業	合計		
売上高								
外部顧客への売上高	4,999	799	715	2,116	588	9,220	-	9,220
セグメント間の内部売上高又は振替高	208	2	0	-	1	212	212	-
計	5,207	802	716	2,116	589	9,432	212	9,220
セグメント利益	138	14	11	830	25	1,019	136	882

(注)1. セグメント利益の調整額 136百万円には、セグメント間取引消去31百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 168百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費等であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 当第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)  
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	印刷関連 事業	人材関連 事業	出版関連 事業	葬祭関連 事業	ゴルフ場 関連事業	合計		
売上高								
外部顧客への売上高	4,825	1,197	664	2,045	590	9,324	-	9,324
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	222	4	0	-	1	228	228	-
計	5,047	1,202	665	2,045	592	9,553	228	9,324
セグメント利益	84	166	53	677	58	933	165	767

(注)1. セグメント利益の調整額 165百万円には、セグメント間取引消去25百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 191百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費等であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	21.16円	12.80円
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	527	318
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	527	318
普通株式の期中平均株式数(千株)	24,916	24,915

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年8月9日

株式会社廣濟堂  
取締役会 御中

### 興亜監査法人

指定社員 公認会計士 長島 俊行 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 松村 隆 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社廣濟堂の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社廣濟堂及び連結子会社の平成24年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。